

《これまでの本会における注意喚起》

本会相談センターにおいて本年 3 月初旬から 4 月初旬までの間に、既に受託業務を廃止したクレボの顧客あてに「事前に資金を振り込めば損金を取り戻すことができる」等の電話勧誘に関する問い合わせ事案が 4 件（全てクレボ）寄せられたことから、4 月 6 日付で本会ホームページ上において、最初の一般顧客向けに注意喚起（『商品先物取引の過去の損金を取り戻します』等の電話には十分にご注意ください。』）を行いました。

その後、当該事案の各月における件数は 4 月の 9 件から 5 月は 5 件と半減しましたが、6 月の中旬で 9 件と件数が再び増加してきたことから、6 月 23 日付で本会ホームページ上において、一般顧客向けに 2 回目の注意喚起（『損金を取り戻します』等の電話勧誘には十分にご注意ください。』）を行いました。

なお、「過去の商品先物取引における損金取り戻し」等の電話勧誘に関する農林水産省並びに経済産業省等関係各所から発信される注意喚起の情報を時系列にまとめましたので、ご一読ください。

○平成 23 年 4 月 6 日付 <本会・相談センター>

http://www.nisshokyo.or.jp/cgi-bin/news.cgi?p=view&pb_id=146

○平成 23 年 4 月 19 日

<農林水産省> <http://www.maff.go.jp/j/soushoku/syoutori/dealing/index.html>

<経済産業省> <http://www.meti.go.jp/policy/commerce/index.html>

○平成 23 年 6 月 23 日 <本会・相談センター>

http://www.nisshokyo.or.jp/cgi-bin/news.cgi?p=view&pb_id=157

○平成 23 年 8 月 24 日 <株式会社日本商品清算機構>

http://www.jcch.co.jp/a/ph/jcch_201108.pdf

○平成 23 年 8 月 26 日 <株式会社東京工業品取引所>

http://www.tocom.or.jp/jp/news/2011/20110826_chuui.html

○平成 23 年 8 月 31 日 <日本商品先物振興協会>

http://www.jcfia.gr.jp/cgi-bin/news.cgi?p=view&nw_id=1217

日本商品先物取引協会

相談センター

電話 03-3664-6243